

第 81 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（１）関係】

1 諮問第 53 号にかかる審査について

特定個人情報保護評価にかかる評価書の第三者点検

- (1) 諮問書 1
- (2) 特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務 全項目評価書）の変更（案）
 - ・ 特定個人情報保護評価 第三者点検 審査票 【資料 1-①】
 - ・ 特定個人情報保護評価書変更の概要 【資料 1-②】
 - ・ 特定個人情報保護評価書変更（案）の重要な変更箇所（抜粋） 【資料 1-③】
 - ・ 特定個人情報保護評価書 当初（抜粋） 【資料 1-④】
 - ・ パブリックコメント実施結果 【資料 1-⑤】
- (3) 参考資料
 - ・ 特定個人情報保護評価書
（個人住民税に関する事務 全項目評価書）の概要 【資料 2-①】
 - ・ 特定個人情報保護評価書
（個人住民税に関する事務 全項目評価書）変更（案） 【資料 2-②】
 - ・ 特定個人情報保護評価の概要 【資料 2-③】
 - ・ 特定個人情報保護評価指針 【資料 2-④】
 - ・ 特定個人情報保護評価指針第 10 の 1 (2) に定める
審査の観点における主な考慮事項 【資料 2-⑤】
- (4) 根拠法令等
 - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律（抜粋） 【資料 3-①】
 - ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（抜粋） 【資料 3-②】
 - ・ 加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（抜粋） 【資料 3-③】

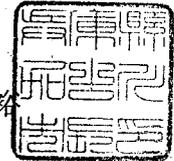
令和 6 年 1 月 12 日

加古川市総務部総務課

諮問 第 53 号
令和 5 年 12 月 11 日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 小川 一茂 様

加古川市長 岡田 康裕



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（諮問）

みだしのことについて、下記特定個人情報保護評価書の第三者点検を受けたいので、
諮問します。

記

1 対象の評価書

(1) 特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務 全項目評価書）の変更（案）

2 根拠法令等

- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第 28 条第 1 項及び第 2 項
- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項及び第 11 条
- ・ 特定個人情報保護評価指針第 5 の 3 (3) イ及び第 6 の 2 (2)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成二十五年五月三十一日)

(法律第二十七号)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
 - 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
 - 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
 - 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
 - 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式
 - 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
 - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 3 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

- 4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。
- 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四条第一項の規定による通知があったものとみなす。
- 6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

(平二九法三六・一部改正、平二七法六五(平二九法三六)・旧第二十七条
繰下・一部改正、令三法三七・令元法一七(令三法三七)・一部改正)

○特定個人情報保護評価に関する規則

(平成二十六年四月十八日)

(特定個人情報保護委員会規則第一号)

(地方公共団体等による評価)

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3 前二項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。

6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十八条第一項に規定する評価書を提

出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(重要な変更)

第十一条 法第二十八条第一項及び第二項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

(平二七特個規四・平二九個情規三・一部改正)

(その他の所掌事務)

第5条 審査会は、審査請求に係る諮問に関する事項のほか、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関すること。
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の取扱いに関すること。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 審査会は、前項に規定する事務の調査審議にあたり、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 第1項各号に規定する事務の調査審議については、公開することができる。